

(様式2)

「～京丹後市の学校教育改革構想～ 子どもたちの育ちと指導の一貫性をめざして(案)」の概要

1 趣旨について

京丹後市の将来を担う子どもたちの健やかな成長を育むためには、時代に的確に対応した教育環境を整えることが重要です。一方、本市の学校教育には、学校再配置をはじめとして、児童生徒の「生きる力」の更なる育成、生徒指導上の諸問題の解消など、そのあり方を総合的に検討すべき課題もあります。そのため、本市の教育をとりまくさまざまな課題や、これまでの取り組みを振り返るなかで、学校教育を点検・再検討し、小中一貫教育の導入を軸とした改革に取り組むこととします。

第1章 学校教育改革の構想へ

(1) 教育をめぐる動き

京丹後市が誕生して8年の間に、教育基本法の改正をはじめとして、教育をめぐる環境は大きく変化してきました。本市においても、国や京都府の動きを十分に踏まえ、新たな時代に的確に対応できる教育環境や教育条件の整備に向けて、努力していかなくてはなりません。

(2) 本市の学校教育をめぐる諸課題

本市では、児童生徒数の漸減により、学校の小規模校化が続いています。そのため、学校再配置を「新しい学校づくり、新たな地域づくりのスタート」と位置付け、取り組みを進めているところです。一方、本市の子どもたちには、確かな学力や豊かな心、家庭での生活習慣の形成等において課題が見られる面もあり、学校と家庭、地域社会がともに考えあい連携して解決していかなくてはなりません。

第2章 学校教育改革構想の具体化へ

(1) 学校教育のあり方

中学校を修了する生徒には、卒業時に期待される学力や豊かな心などの「生きる力」を確実に身に付けさせなければなりません。さらに、希望進路の実現に向け、中学校と高等学校等との連携にも配慮することが重要です。そのためには、学校等の教職員と行政関係者が、中学校卒業時にどのような子どもの姿を目指すのかを具体的に明らかにし、就学前から中学校卒業までの教育理念と実践方法を共有する必要があります。

(2) 子どもの実態や課題と教育の一貫性

小学校から中学校へ進学した際、学習・生活スタイルや人間関係の急激な変化に対応できず、不登校など、つまりく生徒が出現するという問題が出てきています。また、変化の激しいこれからの社会に生きる子どもたちには、系統的な指導により、思考力・判断力・表現力等の学力や生涯にわたって学び続ける力などをいっそう身に付けさせなければなりません。就学前から中学校卒業までの一貫性のある教育を実現させることが、本市の将来を担う子どもの育成にとって大変に重要な課題となっています。

(3) 現行の学校教育システムの再検討

社会の変化、子どもの変化、求められる学力の育成に対応していくためには、子どもの育ちや学校での指導を「義務教育9年間」という視点で捉えなおし、今以上に連続性・一貫性のある指導が可能となるよう、学校教育のあり方やそのシステムを考えていくことが必要です。

市教育委員会では、学校再配置の取り組みを契機として教育改革を進め、市域全域で「小中一貫教育」を実現します。これにより、就学前からの連続性・一貫性のある教育を確立するとともに、家庭や地域と連携して「地域の教育環境づくり」に努めます。

第3章 学校教育改革構想の重点

(1) 学校教育改革構想のテーマ

「将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子どもの育成」

(2) 推進内容

小中学校の連携を一層密にし、本市の条件や環境にあった小中一貫教育を推進するとともに、保育所と幼稚園、小学校との関係についても連携を深めます。とりわけ下記①～④により、就学前から中学校卒業までの10年間にわたる一貫した子育て支援と教育の実現を目指します。

①中学校区で目標を設定し、子どもたちの「生きる力」を育てます

- ・中学校区を単位として、就学前を含めた共通の目指す子ども像を設定し、その実現に向けて系統的で一貫性のある保育所や幼稚園、小中学校の教育を進めます。

②10年間を見通して一貫した指導を進めます

- ・子どもの発達や学習の特性等に応じた教育課程を開発・導入します。就学前から中学校卒業までの10年間を4つの指導区分に編成し、それぞれの時期に効果的な指導形態や指導方法を工夫します。
- ・本市への理解を深め、郷土への愛着と誇りを系統的に育むため、「(仮称)丹後学」を実施します。
- ・言語力を育む取り組みや、小学校低学年からの外国語活動等の充実に努めます。

③教育活動の連続性を高め、子どもたちが互いに学び合う場を確保します

- ・小中交流授業や合同行事など、学校や校種を超えた幅広い集団での活動を実施します。
- ・小中教員が相互に乗り入れるなどの校種を超えた授業や、小学校の一部教科での教科担任制に取り組みます。

④学校、家庭、地域社会が連携した教育環境づくりを進めます

- ・中学校区を単位として、学校、家庭、地域が連携・協力した地域の教育環境づくりに努めます。また、学校支援ボランティアの充実に努めます。
- ・基本的な生活習慣・学習習慣の確立、躰などについての啓発を進めます。

(3) 小中一貫教育の形態

既存校舎を活用した「施設分離型」の小中一貫教育を推進します。

(4) 小中一貫教育の全市展開に向けて

小中一貫教育の導入は、初年度を平成26年度とし、準備が整った中学校区から、順次、小中一貫教育へ移行します。平成28年度には、すべての中学校区で小中一貫教育を実施します。